

第5章 由布市成年後見制度利用促進基本計画

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断することが難しく不利益を被らないよう権利を守る援助者(成年後見人等)を選び、法律的に支援する制度です。

<成年後見制度の概要>

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

◆法定後見制度

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、成年後見人等に付与される権限などが異なります。

類型	後見	保佐	補助
対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

◆任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

2. 計画策定の背景

全国的に高齢化が進み、認知症高齢者が増加している中、成年後見制度の利用に関する必要性は高まっています。

しかし、制度の周知や利用に関する支援が不十分となり、制度を必要とする人が制度を利用しにくい状態となっています。

そのため国では、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降 利用促進法）が施行され、平成29年3月第一期と令和4年3月第二期に成年後見制度利用促進基本計画（以降 基本計画）が閣議決定されました。

その第一期基本計画では、成年後見制度の利用を必要とする方が、全国どの地域においても制度を利用できるよう、各地に権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以降 地域連携ネットワーク）が必要であるとして、市町村にも地域連携ネットワークの構築に取り組むことが求められました。

また、市町村が構築に取り組む地域連携ネットワークは、既存の保健・医療・福祉の連携の仕組みに司法を加えたものであり、「チーム（権利擁護支援チーム）」「協議会」「中核機関」によって構成され、早期の相談に対応した窓口を設置し、制度の利用を必要とする方が発見される仕組みと、その方の意思決定支援や身上保護を重視する支援体制を備えることとされています。

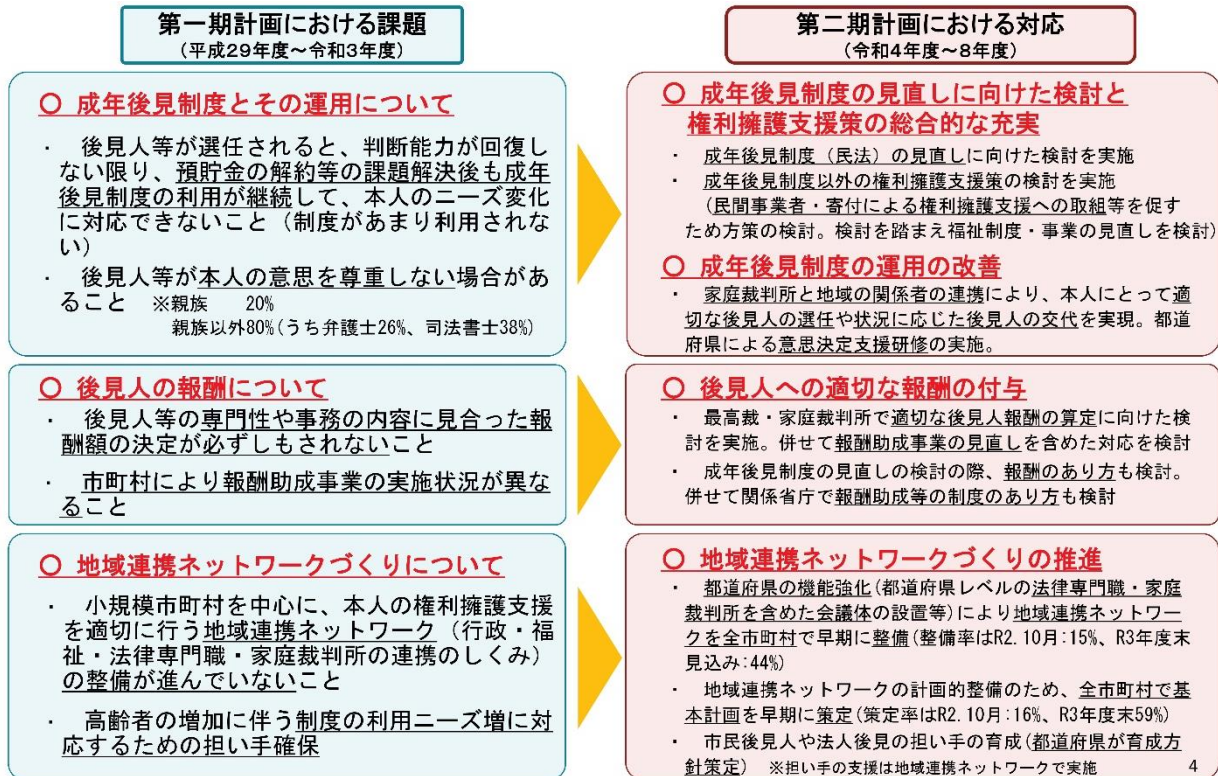
続く第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組みをさらに進める方針が示されました。

～ 基本的な考え方： 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～



出典：厚生労働省（第二期計画成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標）

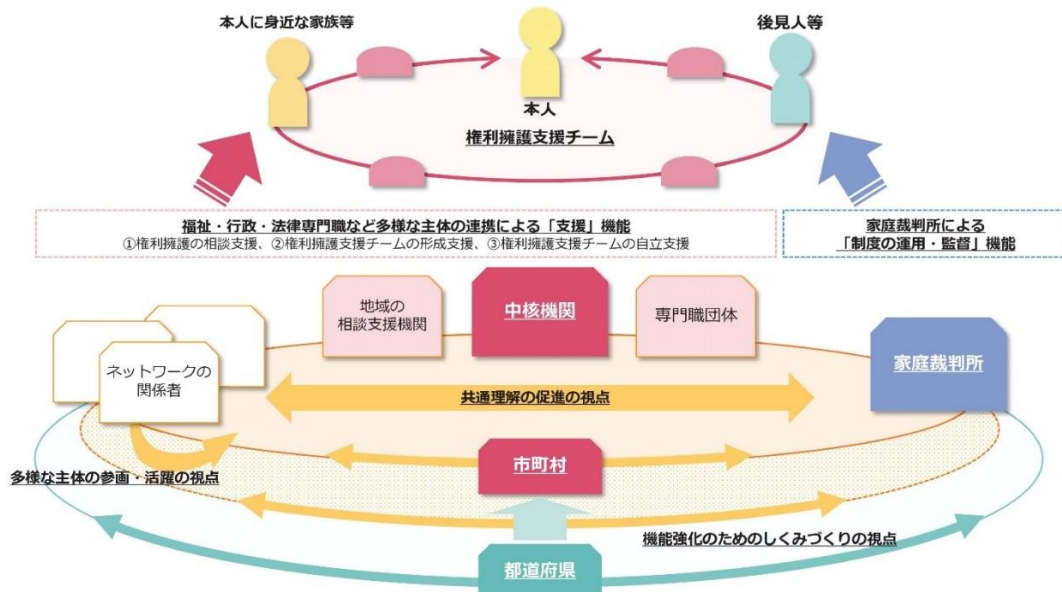
① 第一期計画の課題と第二期計画における対応について



② 権利擁護支援の地域ネットワークの概要

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み」となります。

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省作成資料

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関（中核機関）」の3つの仕組みからなります。

<p>ア 権利擁護支援チーム</p>
<p>権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みのことです。</p> <p>既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにします。</p> <p>【メンバー例】</p> <p>家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、民生委員、市町村窓口</p>
<p>イ 協議会</p>
<p>協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みのことです。</p> <p>各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置します。</p>
<p>ウ 中核機関</p>
<p>中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担うこととなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割 ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

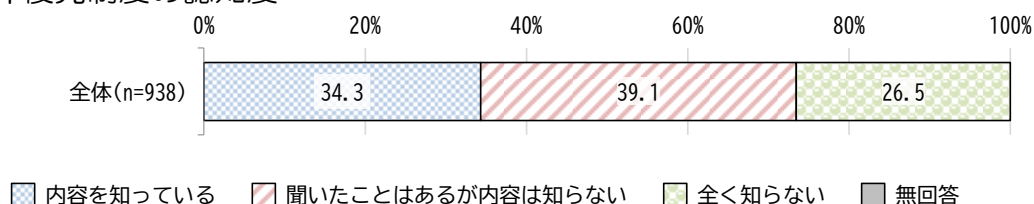
3. 本市における成年後見制度をめぐる現状

本市の現状として、高齢者については、総人口に高齢者が占める割合(高齢化率)は令和2年10月時点で34.2%となっており、今後も上昇していくことが予想されています。高齢化率の上昇に伴って、今後、認知症高齢者の数も増加が見込まれます。障がいのある人については、令和3年度末現在の療育手帳所持者は308人、精神障害者保健福祉手帳所持者は242人となり、年々増加傾向となっています。

このような状況から、成年後見制度利用の必要性は今後、高まることが予想されます。市民意識調査では、成年後見制度の内容まで知っている割合は34.3%とある程度認知されている状況となり、特に70歳以上では6割を超え認知度は高くなっています。福祉関係団体等調査では、地域で気になることとして、ひとり暮らしの高齢者の増加や介助者の高齢化を背景とした「高齢者・介護の必要な人やその家族に関すること」の回答割合が高くなっています。一方で、今後、市が力を入れるべき施策のうち「権利擁護」は12.0%と最も低くなっています。

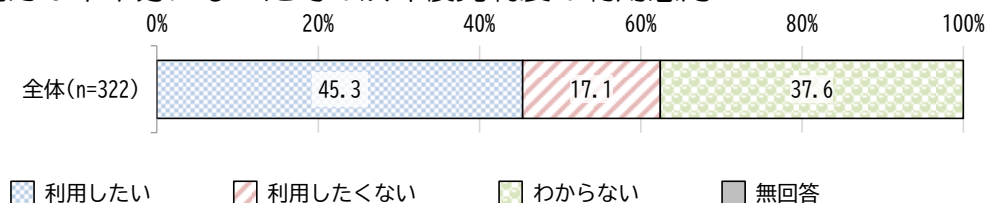
成年後見制度について知っていても具体的にどのような場合に活用できるかまでは認知されていない状況であり、知識不足が利用について判断できないことにつながっていると考えられることから、支援を必要とする人に制度の利用が行き届くよう、制度の内容や利用方法など、安心して利用できるような周知・啓発が必要となっています。

■成年後見制度の認知度



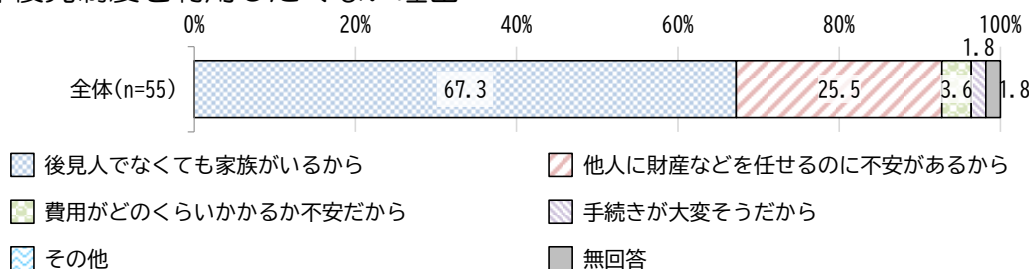
出典：令和4年度市民意識調査

■判断能力が不十分になった時の成年後見制度の利用意向



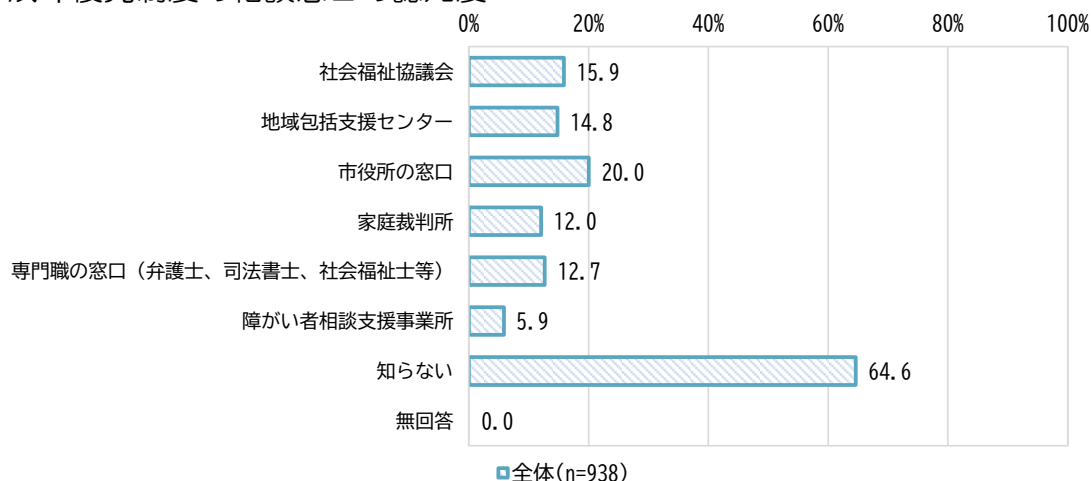
出典：令和4年度市民意識調査

■成年後見制度を利用したくない理由



出典：令和4年度市民意識調査

■成年後見制度の相談窓口の認知度



出典：令和4年度市民意識調査

■成年後見制度利用者（本人）数

法定後見 新規申立件数				任意後見			
法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助				
88件	71件	15件	2件	0件			
法定後見のうち後見人等種別							
	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	法人	市民後見人	その他
後見	36人	6人	15人	13人	2団体	0人	1人
保佐	4人	2人	2人	5人	2団体	0人	0人
補助	1人	1人	0人	0人	0団体	0人	0人

※本人一人につき、複数の成年後見人等がいる利用者を含むため、合計数と一致しない場合がある。

出典：大分家庭裁判所（令和4年3月31日現在）

■認知症高齢者数の推移

	H30	H31	R2	R3	R4
人	1,505	1,517	1,523	1,535	1,515

※認知症高齢者数とは、要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人。

出典：高齢者支援課（各年3月31日現在）

4. 目的・目標

地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的とし、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組みをさらに進めていくこととします。

5. 具体的な取組み

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備方針

① 地域連携ネットワークの体制整備

本市単独では、専門職等の確保が困難であることから、大分市との広域的な体制でのネットワークの構築・整備に向けて、関係機関で協議・検討を行います。

ア. 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等が地域からの相談を受けることにより、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけます。

イ. 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、最も適切な権利擁護ができるよう、身近な地域における相談窓口等の体制を整備します。

ウ. 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする支援体制の構築を目指します。

② 地域連携ネットワークの推進

成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、親族や司法・福祉・医療・地域の関係者等が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための「チーム」づくりを行います。後見人等が選任された後も、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

本市では必要に応じて開催されているケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、ネットワークの体制の強化に努めます。

(2) 中核機関及び協議会の整備・運営の方針

① 中核機関の整備・運営の方針

由布市では、大分市が大分市社会福祉協議会に委託している「大分市成年後見センター」と成年後見制度利用促進に係る連携協定を令和4年4月に締結しました。

また、由布市社会福祉協議会に成年後見制度に関する相談窓口を委託し、大分市成年後見センター、由布市社会福祉協議会と連携することで、社会地域連携ネットワークの中心的役割を担う中核機関として整備する予定です。

この中核機関は、①権利擁護支援・成年後見制度の利用促進機能の強化に向けた、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う役割、②支援の実践と法律・福祉等各種専門職団体が参加し協力・連携を担う協議会の事務局の役割、③本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断について専門職による助言を確保するなどの進行管理に関する役割を担います。

② 協議会の整備・運営の方針

協議会については、広域連携の利点を生かし、大分市と共同で協議会を設置することで、大分市成年後見センターの有する専門職団体との連携体制について由布市でも連携を深めていく取組みを行います。

また、今後地域の実情や課題等に応じ、由布市単独での協議会の設置も検討するなど階層的な整備・運営も検討します。

(3) 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針

第二期計画では、地域連携ネットワークの機能について、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組みに大別されました。

場面	「支援」機能 (福祉・行政・法律専門職など多様な主体)	「運用・監督」機能 (家庭裁判所)
権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面 (申立ての準備から後見人等の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人等の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

① 権利擁護の相談支援機能

ア. 本人等からの相談対応と制度の説明

- 福祉関係各課及び由布市社会福祉協議会において、権利擁護に関する初期相談を行います。
- 相談対応時には、本人と関係者に、成年後見制度の仕組みやそれ以外の権利擁護支援に関する説明を行います。

イ. 権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ

- 初期相談の中で、成年後見制度利用に関する本格的な検討・支援が必要と思われるケースについては、大分市成年後見センター等と連携し、関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行います。
- 各相談窓口での相談支援において、権利擁護支援が必要と思われるケースについては、権利擁護及び成年後見制度に関する初期相談へのつなぎを行います。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能

- 中核機関として専門職団体と連携し、権利擁護支援の方針を検討する受任者調整会議を実施します。その方針に基づき、地域の実情に応じて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能を支援します。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能

- 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能を支援します。

(4) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組み

第二期計画では、地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能を適切に果たすことができるためには、地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの地域連携ネットワークの関係者が、自発的に協力して取り組む必要があるとされています。

また、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組みのなかで、由布市単独では取り組みにくい内容については、他市町村や県とも連携しながら取り組んでいくことが重要となります。

① 権利擁護の相談支援機能を強化するための取組み

- 中核機関と協力し、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等を行います。
- 権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にし、その窓口を地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させます。
- 中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができる仕組みを整備します。

② 権利擁護支援チームの形成支援機能強化するための取組み

- 権利擁護支援チームの形成支援として、受任者調整会議で権利擁護支援の方針検討、及びその方針に基づいた成年後見制度の申立て方法や、適切な後見人等候補者の調整を行います。
- 大分市成年後見センター、由布市社会福祉協議会等と連携し、市民後見人等養成講座を実施し、市民後見人の養成に努めます。また、法人後見の担い手の育成、支援についても検討を行います。

③ 権利擁護支援チームの自立支援機能強化するための取組み

- 支援を必要とする人の抱える課題や、地域の実情に応じて、各相談支援機関などと役割分担し、課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、体制の整備や必要な支援を行います。
- 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みづくりを進めます。
- 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

(5) 市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

成年後見制度の利用を必要とする方で、親族等の支援が得られない方に対して、適切に市長申立てを行うことで、本人の生活を守ります。

今後、申し立てに要する費用や後見人への報酬等を負担することが困難な方に対し、成年後見制度利用支援事業の活用ができるよう、要件及び範囲の拡大について検討します。

6. 成年後見制度の利用促進に関する事項の調査・検討をする体制整備

本市では成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 2 項に基づき、合議制の機関を組織するよう努めます。

機関の構成員については大分県、家庭裁判所、医療・福祉関係者、司法関係者、金融機関等を予定しており、成年後見制度の利用を促進させるため、国の基本指針に基づき、基本的な事項を調査検討するとともに、地域連携ネットワークが適切に活用され、支援を必要とする人が制度を利用できているか等についても、定期的に点検・評価します。

■成年後見制度の利用の促進に関する検証

【成年後見制度利用促進法】

第十四条第二項 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。